



山形県公報

平成29年3月21日(火)

号 外 (10)

目 次

条 例

- 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (議 会) … 8
- 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人 事 課) …同
- 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例…………… (同) … 9
- 山形県部設置条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …10
- 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …13
- 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条
例…………… (同) …同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) …同
- 特定個人情報の保護の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (学事文書課) …18
- 山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …同
- 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例…………… (同) …33
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………… (県民文化課) …同
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) …同
- 山形県環境保全基金条例の一部を改正する条例…………… (環境企画課) …35
- 山形県立自然公園条例の一部を改正する条例…………… (みどり自然課) …同
- 山形県防災基本条例…………… (危機管理課) …同
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を
改正する条例…………… (健康福祉企画課) …44
- 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例…………… (地域福祉推進課) …同
- 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (地域医療対策課) …同
- 山形県手話言語条例…………… (障がい福祉課) …45
- 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例…………… (工業戦略技術振興課) …47
- 山形県空港管理条例の一部を改正する条例…………… (空港港湾課) …48
- 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学
校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (教 育 庁) …同
- 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例…………… (警 察 本 部) …49

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (議会)
 - 1 商工労働観光委員会は、商工労働部及び観光文化スポーツ部の分掌に属する事項並びに労働委員会の所管に属する事項を所管することとした。

- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- ◇ 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第4号）（人事課）
- 1 職員の勤務時間に関する条例の一部改正
育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大することとした。（第4条の3第1項関係）
- 2 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正
1による措置で子に含まれるものとされた者が死亡した場合に、一親等の直系血族（子）に準じて忌引休暇を与えることとした。
- 3 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
学校職員について、職員の勤務時間に関する条例の適用を受ける職員に係る1による措置及び職員の休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員に係る2による措置と同様の措置を講ずることとした。（第6条の3第1項関係）
- 4 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- ◇ 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（県条例第5号）（人事課）
平成29年2月14日において知事であった者に対して同日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととした。
- ◇ 山形県部設置条例の一部を改正する条例（県条例第6号）（人事課）
- 1 商工労働観光部を廃止し、商工労働部を設置することとし、商業及び工業に関する事項、工業立地に関する事項、計量に関する事項並びに労働に関する事項を分掌させることとした。（第2条第6号関係）
- 2 観光文化スポーツ部を設置することとし、観光に関する事項、国際交流に関する事項、経済交流に関する事項、文化振興及び県民活動に関する事項並びにスポーツによる地域活性化に関する事項を分掌させることとした。（改正後の第2条第7号関係）
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第7号）（人事課）
- 1 育児休業をすることができない非常勤職員を定めることとした。（第2条第4号関係）
- 2 養育里親である職員等（児童の親等の意に反するため、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）に委託されている児童を育児休業等の対象とすることとした。（改正後の第2条の2関係）
- 3 非常勤職員が育児休業をすることができる期間を定めることとした。（第2条の3関係）
- 4 育児休業等の対象となる子及び育児休業等を行うことができる職員等の範囲の拡大に伴い、1人の子につき複数回育児休業を行うことができる特別の事情及び育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務を行うことができる特別の事情を見直すこととした。（第3条及び第11条関係）
- 5 部分休業をすることができない非常勤職員を定めることとした。（第32条第2号関係）
- 6 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- ◇ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（人事課）
- 1 知事等の給料及び職員の管理職手当を減額して支給する期間を延長することとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（人事課）
- 1 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めることとした。（第5条の2関係）
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（財政課）
- 1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第423号の11の2、第423号の11の3及び第423号の15関係）
 - (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定
 - (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定
 - (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当することの証明の申請に対する審査
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- ◇ 特定個人情報の保護の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（学事文書課）
- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成29年5月30日から施行することとした。
- ◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例（県条例第12号）（税政課）
- 1 山形県県税条例の一部改正
 - (1) 県民税
個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長することとした。（附則第5条の4の2第1項及び第4項並びに附則第22条第3項関係）
 - (2) 自動車取得税
自動車取得税を廃止することとした。（第111条～第123条及び附則第15条の2の2～附則第15条の2の2の4関係）
 - (3) 自動車税
イ 環境性能割
 - (イ) 自動車税に環境性能割を導入することとし、自動車の取得者を納税義務者とする事とした。（第132条第1項関係）
 - (ロ) 課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とする事とした。（第135条の2関係）
 - (ハ) 税率を排出ガス性能及びエネルギー消費効率に応じて100分の1から100分の3までとすることとした。（第135条の3関係）
 - (ニ) 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さないこととした。（第135条の4関係）
 - (ホ) 徴収は、申告納付の方法により行うこととした。（第135条の5～第135条の7関係）
 - (ヘ) 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、債権の消滅により取得の日から6月以内に譲渡担保権の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、当該譲渡担保財産に対する環境性能割の納税義務を免除することとした。（第135条の9第1項関係）
 - (ト) 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないこと等を理由に取得の日から1月以内に当該業者に当該自動車を返還した場合には、当該自動車に対する環境性能割の納税義務を免除することとした。（第135条の10第1項関係）
 - (フ) 一定の要件に該当する自動車のうち、特に必要があると認めるものについて、環境性能割を減免することができることとした。（第135条の11関係）
 - (リ) 不足税額等の納付手続について定めることとした。（第135条の12関係）
 - (ス) 県に納付された環境性能割額に相当する額の一定部分を、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付することとした。（第135条の13関係）
 - (ル) 営業用の自動車の税率を定めることとした。（附則第15条の2の6関係）

ロ 種別割

現行の自動車税を種別割とすることとした。（第132条第1項、第133条～第135条、第136条～第142条、附則第15条の3及び附則第15条の4関係）

ハ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で1年延長することとした。（附則第15条の3関係）

2 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成25年3月県条例第11号）の一部改正
地方消費税の税率の78分の22（消費税率換算2.2パーセント）への引上げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。

3 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年3月県条例第41号）の一部改正
資本金1億円超の普通法人のうち平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度に係る付加価値額が40億円未満のものについて、それぞれ当該事業年度に係る法人の事業税の額から外形標準課税の拡大に伴う増額分の一部に相当する額を控除する措置について、見直しを行うこととした。

4 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月県条例第43号）の一部改正
次に掲げる改正の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。

(1) 県民税

イ 法人税割の税率を100分の1とすること。

ロ 法人税割の税率を100分の1.8とする特例措置を講ずること。

ハ 中小法人に対する各事業年度分の法人税割額は、ロの特例を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすること。

(2) 事業税

イ 県に納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付すること。

ロ 法人の事業税の税率の特例を廃止すること。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(1) 1の(3)のハの改正 平成29年4月1日

(2) 1の(2)並びに(3)のイ及びロの改正 平成31年10月1日

◇ 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（県条例第13号）（税政課）

1 特定非営利活動法人が一定の要件を満たす自動車の取得をした場合に、当該自動車に対して課する自動車税の環境性能割の課税を免除することができることとした。（第4条関係）

2 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。

◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（県民文化課）

1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（市町村課）

1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。（改正後の第2条第1項の表第14項、第15項及び第38項関係）

(1) 農地法の規定に基づく4ヘクタール以下の農地を農地以外のものにする許可等 庄内町

(2) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可等 上山市及び庄内町

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく精神通院医療の支給認定の申請に係る事実についての審査等 各市町村

2 教育委員会の権限に属する山形県文化財保護条例の規定に基づく県指定史跡名勝天然記念物

の保存のため必要な試験材料の採取に係る許可等の事務は、各市町村が処理することとした。
（第2条第2項の表第2項関係）

3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)の改正は、同年5月30日から施行することとした。

◇ 山形県環境保全基金条例の一部を改正する条例（県条例第16号）（環境企画課）
地域の環境の保全に係る活動の基盤の整備に関する事業等に要する経費に充てる場合に基金を処分することができることとした。

◇ 山形県立自然公園条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（みどり自然課）
県立自然公園の特別地域内において知事の許可を受けなければしてはならない行為について、規則で定める基準に適合しないものは許可しないこととした。（改正後の第11条第4項関係）

◇ 山形県防災基本条例（県条例第18号）（危機管理課）

1 この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等及び自主防災組織等の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な取組事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災の取組を推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とするものとする。（第1条関係）

2 防災の取組に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）

3 県民、事業者、学校等及び自主防災組織等の役割並びに市町村及び県の責務について定めることとした。（第4条～第9条関係）

4 県民の基本的な取組事項について次のとおり定めることとした。（第10条～第18条関係）

- (1) 防災知識等の習得等
- (2) 避難行動の確認等
- (3) 建築物の耐震に関する施策への協力等
- (4) 建築物の防火の措置
- (5) 生活必需物資等の備蓄等
- (6) 災害時の安全確保
- (7) 災害時の火災防止の措置
- (8) 指定避難所における行動
- (9) 災害復旧及び災害からの復興の取組

5 事業者の基本的な取組事項について次のとおり定めることとした。（第19条～第26条関係）

- (1) 従業者に対する防災知識等の普及等
- (2) 従業者に対する施設内における待機方針の周知等
- (3) 事業継続計画の策定等
- (4) 生活必需物資の備蓄等
- (5) 建築物の耐震に関する施策への協力等
- (6) 災害時の従業者等の安全確保等
- (7) 災害時の要配慮者関連施設における安全確保
- (8) 災害復旧及び災害からの復興の取組

6 学校等の基本的な取組事項について次のとおり定めることとした。（第27条～第33条関係）

- (1) 学校等における防災教育の実施
- (2) 地域等との連携等の取組の推進
- (3) 学校等の避難所等の指定
- (4) 施設の耐震に関する施策への協力等
- (5) 災害時の安全確保
- (6) 施設が避難所等として使用される場合の協力
- (7) 災害復旧及び災害からの復興の取組

7 自主防災組織等の基本的な取組事項について次のとおり定めることとした。（第34条～第37

条関係)

- (1) 地域住民に対する防災知識等の普及等
- (2) 防災資機材の整備等
- (3) 避難所等の円滑な運営に向けた協力
- (4) 災害時の自主防災組織等による災害応急対策

8 県及び市町村の基本的な取組事項について次のとおり定めることとした。（第38条～第52条関係）

- (1) 住民に対する防災知識等の普及等
- (2) 円滑な避難のための体制の整備等
- (3) 要配慮者の安全確保等に係る体制の整備等
- (4) 消防団に対する支援
- (5) 自主防災組織の結成等に係る支援
- (6) ボランティアによる防災の取組への支援
- (7) 災害情報の収集及び伝達に係る体制の整備
- (8) 医療救護体制の整備
- (9) 生活必需物資等の備蓄及び供給体制の整備等
- (10) 広域的な連携
- (11) 庁舎等の安全性の確保等
- (12) 県土の保全に資する施設の整備等
- (13) 業務継続計画の策定等
- (14) 県及び市町村による災害応急対策
- (15) 県及び市町村による災害復旧及び災害からの復興のための事業

9 山形県防災月間を設け、その期間を9月1日から同月30日までとすることとした。（第53条関係）

◇ 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（健康福祉企画課）

- 1 保健所及び衛生研究所の手数料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（地域福祉推進課）

山形県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を平成30年3月31日まで延長することとした。

◇ 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（地域医療対策課）

- 1 母子保健法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県手話言語条例（県条例第22号）（障がい福祉課）

- 1 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定め、手話の普及に関する施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 手話の普及に関する基本理念を定めることとした。（第2条関係）
- 3 県の責務等並びに県民及び事業者の役割について定めることとした。（第3条～第6条関係）
- 4 手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項について次のとおり定めることとした。（第7条～第15条関係）
 - (1) 手話に係る施策の策定及び推進
 - (2) 手話を学ぶ機会の確保等

- (3) 手話を用いた情報発信等
 - (4) 手話通訳者等の養成、確保等
 - (5) 学校における手話の普及
 - (6) 事業者への支援
 - (7) ろう者等による普及啓発
 - (8) 手話に関する調査研究
 - (9) 財政上の措置
- ◇ 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（工業戦略技術振興課）
- 1 山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（空港港湾課）
- 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
 - 2 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第4項関係）
 - 3 山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料は、平成30年3月31日まで徴収しないこととした。（附則第4項関係）
 - 4 この条例は、平成29年3月26日から施行することとした。ただし、1及び2の改正は、同年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（教育庁）
- 1 学校職員の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（警察本部）
- 1 警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「商工労働観光部」を「商工労働部及び観光文化スポーツ部」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の山形県議会委員会条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の山形県議会委員会条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項中「の子」を「の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」に、「親」を「親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの及び児童福祉法第27条第1項の規定により当該子を委託されている同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）である者を含む。）」に改め、同条第4項中「親」を「親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの及び児童福祉法第27条第1項の規定により当該子を委託されている同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）である者を含む。）」に、「読み替える」を「、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員の勤務時間に関する条例第4条の3第1項において子に含まれるものとされる者は、一親等の直系血族（子）に準ずる。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「の子」を「の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県教育委員会が県人事委員会と協議して定める者を含む。以下この条及び別表において同じ。）」に、「親」を「親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの及び児童福祉法第27条第1項の規定により当該子を委託されている同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）である者を含む。）」に改め、同条第4項中「親」を「親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの及び児童福祉法第27条第1項の規定により当該子を委託されている同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）である者を含む。）」に、「読み替える」を「、第2項中「当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 平成29年2月14日において知事であつた者には、第2条第1項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同条第6号中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同号ホ及びヒを削り、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 観光文化スポーツ部

- イ 観光に関する事項
- ロ 国際交流に関する事項
- ハ 経済交流に関する事項
- ニ 文化振興及び県民活動に関する事項
- ホ スポーツによる地域活性化に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(山形県職業能力開発審議会条例の一部改正)
- 2 山形県職業能力開発審議会条例（昭和37年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第9条中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改める。
(山形県農村地域工業等導入審議会条例の一部改正)
- 3 山形県農村地域工業等導入審議会条例（昭和46年10月県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第7条中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改める。
(山形県産業構造審議会条例の一部改正)
- 4 山形県産業構造審議会条例（平成7年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第1条及び第11条中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改める。
(山形県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正)
- 5 山形県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年7月県条例第60号）の一部を次のように改正する。
第6条中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改める。
(おもてなし山形県観光条例の一部改正)
- 6 おもてなし山形県観光条例（平成26年3月県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第24条中「商工労働観光部」を「観光文化スポーツ部」に改める。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (イ) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (ロ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ハ) 勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。第32条第2号ロにおいて同じ。）の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

ロ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている者に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員等（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）に同法第27条第1項の規定により委託されている当該児童とする。

（法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である

場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

- ロ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

- イ 死亡した場合

- ロ 養子縁組等により職員等と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員等が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

- イ 前号イ又はロに掲げる場合

- ロ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当することとなったこと。

- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認が、産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員等が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第32条中「育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等

- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。次条において同じ。）

- イ 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

- ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

第33条第1項中「の始め」を「（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について割り振られた勤務時間）の始め」に改め、同条第2項中「職員等」を「職員等（非常勤職員を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者により育児若しくは介護のための休暇を承認され、又は任命権者に育児若しくは介護のた

めの休暇を請求した場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児又は介護のための休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 2 非常勤職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する」とあるのは、「任命権者が定める」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年3月31日まで」を「当分」に改め、「に係るものに限り」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第2項」を「から第3項まで」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第5条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第258号中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改め、同項第259号中「第3条第2号」を「第2条第2号」に改め、同項第423号の10の表の付表第1区分の欄中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は」を削り、同号の表の付表第2区分の欄中「登録建

建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」に改め、同号の表の付表第3区分の欄中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項第423号の11の表の付表第1区分の欄中「登録建築物調査機関又は」を削り、同号の表の付表第2区分の欄及び付表第3区分の欄中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(423)の11の2 建築物のエネルギー消費性能の向上 建築物エネルギー消費 次
 に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規 性能適合性判定手数料 げる区分に応じ、
 定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 性能適合性判定手数料 それぞれ同表の右
 欄に定める額

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号、次号及び第423号の15において同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの	91,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	151,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	243,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	316,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	380,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	445,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	234,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	377,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	537,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	661,000円

	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	780,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	890,000円
<p>備考</p> <p>1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第2条の規定による非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量を同省令第3条の規定による非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量で除したものをいう。以下同じ。）を1.2とする場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、それ以外の場合にあっては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。</p>		

(423)の11の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	123,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	192,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	119,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円

床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	270,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	392,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000円

備考

- 1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準を1.2とする場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、それ以外の場合にあっては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。

第2条第1項第423号の12中「（平成27年法律第53号）」を削り、同号の表の備考第1項中「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同表の付表第1区分の欄及び付表第2区分の欄中「登録建築物調査機関又は」を削り、同号の表の付表第3区分の欄中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同条第1項第423号の13の表の備考第1項中「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同表の付表第1区分の欄及び付表第2区分の欄中「登録建築物調査機関又は」を削り、同号の表の付表第3区分の欄中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同条第1項第423号の14の表の付表第1区分の欄及び付表第2区分の欄中「登録建築物調査機関又は」を削り、「同号ロ(2)」を「ロ(2)」に改め、同号の表の付表第3区分の欄中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(423)の15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当することの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更 該当証明手数料	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
---	---------------------------------	--------------------------------

区分	金額
----	----

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	123,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	192,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	119,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	270,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	392,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000円
<p>備考</p> <p>1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準を1.2とする場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、それ以外の場合にあっては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。</p>		

第3条第10項中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関により、次の表の左欄に掲げるものが同表の中欄に掲げる基準に適合すると評価されている場合におけるそれぞれ同表の右欄に掲げる手数料については、なお従前の例による。

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（当該計画の変更の認定を申請する場合にあっては、変更後の当該計画）	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
		低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（当該計画の変更の認定を申請する場合にあっては、変更後の当該計画）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
		建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

特定個人情報の保護の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

特定個人情報の保護の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定個人情報の保護の特例に関する条例（平成27年7月県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号ホ中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

（山形県県税条例の一部改正）

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第133条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第5号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

第136条の表3バスの項中「学校が」を「学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が」に、「通学」を「通学又は通園」に、「用いるもの」を「用いるもの（以下「通学又は通園用のもの」という。）」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第4項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第15条の3第1項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算

して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表3バスの項中

(1) 学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いるもの

を

(1) 通学又は通園用のもの

に改め、同条第2項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を

「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同項第4号中「以下この号」を「次項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、同項の表3バスの項中「自家用のもののうち学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いる」を「通学又は通園用の」に改め、同条第3項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に

新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同項の表3バスの項中「自家用のもののうち学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いる」を「通学又は通園用の」に改める。

附則第22条第1項中「、同表」を「、それぞれ同表」に改め、同条第3項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 自動車取得税（第111条－第123条）」を「第7節 削除」に改める。

第3条を次のように改める。

（税目）

第3条 県税として課する税目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 普通税 県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税及び固定資産税

(2) 目的税 狩猟税

第6条第1項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第9条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第7節を次のように改める。

第7節 削除

第111条から第123条まで 削除

第132条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第132条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第132条の2の見出し中「の範囲」を削り、同条を第132条の3とし、第132条の次に次の1条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第132条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第44条の2に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで県内において運行の用に供

した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第133条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「本項」を「この項」に、「自動車税」を「種別割」に、「が前2項各号の一に」を「が前2項各号のいずれかに」に改め、同項第6号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を第6項とし、同条第8項中「、自動車税」を「種別割」に、「、これ」を「これ」に、「、当該」を「当該」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第8項とする。

第134条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第157条第1項」を「第153条第1項」に、「の承認を申請しなければならない」を「に申請してその承認を受けなければならない」に改める。

第135条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第157条第2項」を「第153条第2項」に、「よつて」を「より」に、「とき」を「場合に」に改め、同条の次に次の12条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第135条の2 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第9条の3に規定するところにより算定した金額（第135条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第135条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第9条の2第8項に規定するもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

- ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの
- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第12項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの
- (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの
- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（以下この条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの
- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た

数値以上であること。

ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(イ) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

- (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

- (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号イ及びロに係る部分に限る。）及び第2項（第1号イに係る部分に限る。）の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第20項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第21項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号イ(ハ)	基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号イ(ハ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号ロ(ハ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号イ(ハ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

（環境性能割の免税点）

第135条の4 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第135条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告に係

る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号及び第140条第1項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 環境性能割の納税義務者は、申告書又は修正申告書に県税証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）により納税証紙印の押印を受けて当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）を納付しなければならない。

（環境性能割の報告）

第135条の7 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、前条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第135条の8 環境性能割の納税義務者が第135条の6第1項の規定により申告し、又は前条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第135条の9 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第135条の6第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 自動車の取得者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 自動車の取得がされた年月日

(3) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(4) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(5) 担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産をその設定者に移転する予定年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

6 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の

適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 前項の規定による還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 自動車の取得がされた年月日
- (3) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (4) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
- (5) 担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産をその設定者に移転した年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

8 知事は、第6項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等）

第135条の10 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないこと又は施行規則第9条の7に規定する理由により、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 第1項の規定による納税義務の免除又は前項の規定による還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 自動車の取得がされた年月日
- (3) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (4) 自動車販売業者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
- (5) 自動車を返還した年月日
- (6) 自動車を返還した原因
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 前条第8項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。（環境性能割の減免）

第135条の11 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車のうち、特に必要があると認めるものについては、その自動車の取得者に対して課する環境性能割を減免することができる。

- (1) 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を、当該災害を受けた日から1年以内に取得した場合における当該自動車
 - (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定による公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車
 - (3) 身体に障がい（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害又は恩給法（大正12年法律第48号）にいう重度障害若しくは障害を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者」という。）及び精神に障がい（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者等」という。）に係る次に掲げる自動車
- イ 身体障がい者が取得し、当該身体障がい者が運転する自動車

- ロ 身体障がい者等又は身体障がい者等（年齢が18歳以上の身体障がい者を除く。）と生計を一にする者が取得し、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転する自動車
 - (4) 身体障がい者等のみで構成される世帯に属する身体障がい者等が取得し、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等を常時介護する者が運転する自動車
 - (5) 前2号に掲げるもののほか、構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車
 - (6) 第3号及び前号に掲げるもののほか、専ら身体障がい者が運転するための構造変更がなされた営業用自動車
- 2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、第135条の6第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に併せて知事に提出しなければならない。
- (1) 自動車の取得者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 自動車の取得がされた年月日
 - (3) 自動車の種類、用途、車名及び型式
 - (4) 自動車の主たる定置場
 - (5) 環境性能割の課税標準額及び税額
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により環境性能割の減免を受けた納税義務者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。
 （環境性能割の不足税額等の納付手続）

第135条の12 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項、第171条第6項又は第172条第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

（環境性能割の市町村に対する交付）
 第135条の13 県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令第44条の7で定める率を乗じて得た額の100分の65に相当する額を、施行令第44条の8で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第9条の8に規定するものを除く。）の延長及び面積に按分して交付する。

第136条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の税率は、」を削り、「対し」を「対して課する種別割の税率は」に改め、同条の表1乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）の項中「電動機を原動機とするもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。）」に改め、同表2トラックの項中「電気を動力源とするもの」を「電気自動車」に改め、同表3バスの項中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「ものを」を「バスを」に、「自動車税について同様とする」を「同じ」に、「もの（以下「通学又は通園用のもの」を「バス（以下「通学又は通園用バス」に、

「(2)その他のもの」を「(2)一般乗合用バス以外のバス」に改め、同表6特種用途車の項中「電動機を原動

機とするもの」を「電気自動車」に改める。
 第137条（見出しを含む。）及び第138条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。
 第138条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の賦課期

日」を「第137条に規定する種別割の賦課期日（以下この条及び次条第2項において「賦課期日」という。）」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「第1項の」を削り、「自動車の用途等」を「用途その他の自動車の諸元」に、「自動車税」を「種別割」に、「おいては」を「は」に、「対する」を「対して課する」に、「は、異動前の」を「については、異動前の適用すべき」に改め、同条第4項中「第1項の」を削り、「に、」を「に」に、「おいては」を「は」に、「同項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「でこれらの」を「において、変更前の所有者又は変更後の」に、「本項」を「この項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第139条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「自動車税を」を「種別割を」に、「おいては、自動車税」を「は、種別割」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条第5項中「規定によつて」を「規定により」に、「自動車税」を「種別割」に、「おいては」を「は」に改める。

第139条の2第1項中「前条第3項」を「第135条の6第2項及び前条第3項」に改める。

第140条の見出し中「自動車税」を「種別割」に、「等」を「の義務」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「一に」を「いずれかに」に、「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録」に、「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第140条の2中「第132条第2項」を「第132条の2第1項」に改める。

第141条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「第132条第2項」を「第132条の2第1項」に改める。

第141条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第132条第2項」を「第132条の2第1項」に改める。

第142条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第132条第2項」を「第132条の2第1項」に、「同条第3項」を「第132条第3項」に、「自動車税を」を「種別割を」に、「第442条の2第1項」を「第442条第3号」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同条第2項及び第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項中「自動車税」を「種別割」に、「これ」を「これ」に、「その」を「その」に改める。

附則第15条の2及び第15条の2の2を次のように改める。

第15条の2及び第15条の2の2 削除

附則第15条の2の2の2から第15条の2の2の4までを削る。

附則第15条の2の5の次に次の1条を加える。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の2の6 営業用の自動車に対する第135条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

附則第15条の3の見出し中「税率」を「種別割の税率」に改め、同条第1項中「（電気を動力

源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「規定するものをいう。以下この条において同じ。」を「規定するものをいう。」に改め、「次項第3号において同じ。」を削り、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「一般乗合用バス」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第132条の2第3項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第135条の3第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項の表3バスの項中

(1) 通学又は通園用のもの	を	(1) 通学又は通園用バス	に改め、同条第2項及び第3項を削る。
----------------	---	---------------	--------------------

附則第15条の4（見出しを含む。）中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

附則第25条及び第26条を削る。

（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成25年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「第16項まで」を「第17項まで」に、「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第8項中「29年新条例」を「31年新条例」に改める。

附則第9項中「29年新条例」を「31年新条例」に、「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「29年経過措置対象課税仕入れ等」を「31年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第10項中「29年新条例」を「31年新条例」に改め、「又は第41条第1項」を削り、「平成28年所得税法等改正法附則第39条第1項」を「同項」に改め、「又は平成28年所得税法等改正法附則第42条第1項」を削る。

附則第11項中「29年新条例」を「31年新条例」に、「29年新法」を「31年新法」に、「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「29年経過措置対象課税仕入れ等」を「31年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第12項中「29年新条例」を「31年新条例」に改め、「又は第42条第1項」を削る。

附則第13項中「29年新法」を「31年新法」に、「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「29年経過措置対象課税仕入れ等」を「31年経過措置対象課税仕入れ等」に、「29年新条例」を「31年新条例」に改める。

附則第14項中「29年新法」を「31年新法」に改め、「又は第42条第1項」を削る。

附則第15項中「29年新条例」を「31年新条例」に、「29年旧法」を「31年旧法」に改める。

附則第16項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「29年新条例」を「31年新条例」に、「」の」を「次項において同じ。）の」に、「19分の10」を「17分の10」に、「19分の9」を「17分の7」に改める。

附則中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における31年新条例附則第13条の7の規定により読み替えて適用される31年新条例第67条の12の規定の適用については、同条第1項中「22分の10」とあるのは「21分の10」と、同条第2項中「22分の12」とあるのは「21分の11」とする。

（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年3月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「以下この項から附則第8項までにおいて同じ。」を削り、同項第3号中「第13条の3第2項」を「附則第13条の3第2項」に改める。

附則第6項第3号中「を合計した金額」を削る。

附則第8項及び第9項を次のように改める。

- 8 附則第4項から前項までの規定は、新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人に対する平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第4項	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	4分の3	2分の1
	法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
附則第5項	調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
附則第6項	調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	4分の3	2分の1
	法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
前項	調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で

	法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
--	--------	---------------

- 9 附則第4項から第7項までの規定は、新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第4項	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	4分の3	4分の1
	法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第5項	調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第6項	調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	4分の3	4分の1
	法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第7項	調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

附則中第10項から第12項までを削り、第13項を第10項とし、第14項を第11項とする。

第5条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち山形県県税条例第67条を削り、第67条の2を第67条とし、第2章第2節中同条の次に1条を加える改正規定中「第35条の4の5」を「第35条の4の6」に、「第35条の4の4」を「第35条の4の5」に改める。

附則第1項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第5項を次のように改める。

5 新条例第67条の2の規定は、施行日以後に県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金（同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下同じ。）について適用する。ただし、平成31年度に限り、法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成32年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付するものとする。

附則第6項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「第35条の4の5」を「第35条の4の6」に改める。

附則に次の2項を加える。

7 平成33年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「施行令第35条の4の6」とあるのは「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第4条第3項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の6」と、「従業者数」とあるのは「従業者数及び市町村民税の法人税割額」とする。

8 平成34年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「施行令第35条の4の6」とあるのは「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第4条第4項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の6」と、「従業者数」とあるのは「従業者数及び市町村民税の法人税割額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第133条第2項第5号及び附則第15条の3（同条第1項の表3バスの項、同条第2項の表3バスの項及び同条第3項の表3バスの項の改正規定を除く。）の改正規定 平成29年4月1日
 - (2) 第2条の規定 平成31年10月1日
（自動車取得税に関する経過措置）
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 3 第1条の規定による改正後の山形県県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第1条の規定による改正前の山形県県税条例附則第26条第1項の規定により納税義務を免除される平成27年度分及び平成28年度分の自動車税の徴収金に係る同条第2項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正後の山形県県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 6 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適

用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第2条の規定による改正前の山形県県税条例附則第26条第1項の規定により納税義務を免除される平成31年度分までの自動車税の徴収金に係る同条第2項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成17年7月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（自動車税の環境性能割の課税免除）」に改め、同条中「の取得」を削り、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第5条第3号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「第117条第1項」を「第135条の6第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に取得した自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税については、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「法第54条第3項の書類にあっては」及び「、同条第4項の書類にあっては海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する認定特定非営利活動法人等によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る同法による改正前の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第54条第4項の書類の提出については、なお従前の例による。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第14項市町村の欄中「及び天童市（第2号）」を「、天童市及び庄内町（第2号、第3号）」に改め、同表第15項市町村の欄中「寒河江市」を「寒河江市、上山市」に、「及び川西町」を「、川西町及び庄内町」に改め、同表第18項事務の欄第41号中「第136条」を「第136条第1項」に改め、同表第37項事務の欄第2号中「及び」を「及びインターネットの利用による公表並びに」に改め、同表中第41項を第42項とし、第38項から第40項までを1項ずつ繰り下げ、第37項の次に次の1項を加える。

<p>38 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（政令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第52条第1項の規定による支給認定の申請に係る事実（政令第29条第1項に規定する基準に該当すること及び政令第35条に規定する負担上限月額算定の算定に係るものに限る。以下この項において同じ。）についての審査</p> <p>(2) 法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査</p> <p>(3) 政令第32条第1項の規定による変更の届出に係る事実についての審査</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

第2条第2項の表第2項事務の欄第1号中「ホまで」を「トまで」に改め、同号イ中「3月」を「2年」に、「、改築又は除却」を「又は改築」に改め、同号ロ中「、改修若しくは除却（改修又は除却）」を「若しくは改修（改修）」に改め、同号ハ中「、改修又は除却」を「又は改修」に改め、同号ニ中「埋設されている」を「電柱、」に、「又は下水道管の」を「、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は」に改め、同号中トをリとし、同号ヘ中「飼育又は」を「飼育、」に、「装着」を「装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取」に改め、同号中ヘをチとし、ホをへとし、への次に次のように加える。

ト 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

第2条第2項の表第2項事務の欄第1号ニの次に次のように加える。

ホ 建築物その他の工作物（建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。）の除却

附 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表中第41項を第42項とし、第38項から第40項までを1項ずつ繰り下げ、第37項の次に1項を加える改正規定は、同年5月30日から施行する。
- この条例の施行の日前に農地法（昭和27年法律第229号）若しくは山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）の規定により知事若しくは教育委員会がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に同法若しくは山形県文化財保護条例の規定により知事若しくは教育委員会に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により市町の長が執行することとなる事務（同項の表第14項に掲げるもの（庄内町の区域に係るものに限る。）及び同表第15項に掲げるもの（上山市及び庄内町の区域に係るものに限る。）に限る。）及び同条第2項の規定により市町村の教育委

員会が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市町の長若しくは当該市町村の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市町の長若しくは当該市町村の教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

山形県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

山形県環境保全基金条例の一部を改正する条例

山形県環境保全基金条例（平成2年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

第4条の見出しを「（運用）」に改め、同条中「次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充て、又はこの」を削り、同条各号を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

- (1) 地域の環境の保全に係る活動の基盤の整備に関する事業
- (2) 地域の環境の保全に係る知識の普及に関する事業
- (3) 地域の環境の保全に係る実践的な活動の支援に関する事業
- (4) その他地域の環境の保全に係る活動に関する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例

山形県立自然公園条例（昭和33年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「又は公園事業」を削る。

第11条第7項中「から前項まで」を「及び前3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県防災基本条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 基本的な取組事項

第1節 県民（第10条－第18条）

第2節 事業者（第19条－第26条）

第3節 学校等（第27条－第33条）

第4節 自主防災組織等（第34条－第37条）

第5節 県及び市町村（第38条－第52条）

第3章 山形県防災月間（第53条）

附則

私たちの暮らす山形県は、日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、「母なる川」最上川が米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を貫いて日本海に流れている。懐深い山地、肥沃な平地、豊穡の海、そして明瞭な四季という自然に恵まれた地域にあって、先人は、自然と調和した独自で多様な文化を育んできた。

しかし、自然は、私たちに多くの恵みをもたらす一方で、地震、津波、豪雨、豪雪等による様々な災害を引き起こしてきた。平成25年から2年連続で置賜地域を襲った豪雨災害は記憶に新しいが、昭和49年の大蔵村赤松で発生した地滑り、昭和42年の羽越豪雨、昭和39年の新潟地震、明治27年の庄内地震、江戸時代末期の庄内沖地震及び象潟地震等による災害など、幾多の災害が発生している。

現在、県内には、4つの活断層帯及び4つの活火山が確認されており、さらに、日本海東縁部における断層帯や近年頻発する異常気象なども考慮すれば、本県においても、大規模な災害がいつ発生しても不思議ではない。

もとより、地震、津波、豪雨、豪雪等による災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、県民や地域による平時からの努力によって、被害を減らすことは可能である。東日本大震災をはじめとする、近年の大規模災害への対応から得られた教訓として、被害を最小限にとどめるためには、県及び市町村が行う「公助」に加え、県民が自らの安全を自ら守る「自助」、県民、事業者、自主防災組織等が地域において相互に助け合う「共助」の取組が求められている。そして、自助、共助及び公助を一体として、防災意識を共有し、相互に連携して、継続的に取組を進めることが重要である。

ここに、私たちは、豊かな恵みをもたらす山形の自然に深く感謝し、その引き起こす災害のリスクを正しく理解しながら、将来にわたって共存を図ることを目指して、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、自助、共助及び公助を一体として防災の取組を進め、「災害に強い山形県」を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等及び自主防災組織等の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な取組事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災の取組を推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発（以下「異常な自然現象等」という。）により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（第6条第1項において「学校」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第6条第1項において「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。

(4) 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。

(5) 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。

(6) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

（基本理念）

第3条 防災の取組は、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

(1) 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえつつ、災害に備えるための措置を適切に組み合わせ一体的に講ずること。

(2) 人の生命及び身体の安全確保を最優先に被害の最小化を図ること。

(3) 自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（地域の住民等が相互に助け合い、地域の安全を確保することをいう。）及び公助（県及び市町村が住民の生命、身体及び財産を保護することをいう。）を一体として継続的に進めること。

(4) 被災者等の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を踏まえること。

（県民の役割）

第4条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団をいう。以下同じ。）、自主防災組織等、ボランティア（被災者の援護等のために防災の取組を行うものに限る。以下同じ。）等が行う防災の取組に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者（学校等の設置者を除く。第23条、第24条及び第52条を除き、以下同じ。）は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団、自主防災組織等、ボランティア等が行う防災の取組に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第6条 学校等の設置者又は管理者（学校の校長及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。以下「学校等の設置者等」という。）は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、防災教育その他の防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、地域において消防団、自主防災組織等、ボランティア等が行う防災の取組との連携を図りつつ、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自主防災組織等の役割）

第7条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、消防団、ボランティア等と連携しつつ、災害から地域住民の生命及び身体を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、法第42条第1項の規定により作成された市町村地域防災計画等に即して、災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住民、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、国、県その他の関係者と連携して、防災に関する施策を推進するものとする。

（県の責務）

第9条 県は、基本理念にのっとり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定により定めた事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画、法第40条第1項の規定により作成された山形県地域防災計画等に即して、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、県民、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携して、防災に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、防災に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的な取組事項

第1節 県民

（防災知識等の習得等）

第10条 県民は、災害の発生原因となる異常な自然現象等の特徴、予測される災害、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための手段その他の防災に関する知識及び技能（以下「防災知識等」という。）を習得するため、防災訓練及び防災に関する講習（以下「防災訓練等」という。）に参加するよう努めるとともに、防災に関する情報を収集するよう努めるものとする。

（避難行動の確認等）

第11条 県民は、災害から自らの生命及び身体を守るための行動を迅速かつ適切にとることができるよう、指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難経路及び家族等の安否確認の方法を、あらかじめ、確認するよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者は、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

（建築物の耐震に関する施策への協力等）

第12条 県民は、地震による建築物の倒壊等から自らの生命及び身体を守るため、建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）及び耐震改修（同条第2項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、家具、家電製品等の転倒を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建築物の防火の措置）

第13条 県民は、異常な自然現象等による建築物の火災から自らの生命及び身体を守るため、消火器の設置、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（生活必需物資等の備蓄等）

第14条 県民は、災害が発生した場合に自らの生命を守り、及び最低限度の生活を維持できるよう、食料、飲料水その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器を備蓄し、並びにそれらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資のうち避難の際に特に必要なものを迅速に持ち出せるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（災害時の安全確保）

第15条 県民は、法第56条第1項後段の規定による通知若しくは警告又は法第60条第1項の規定に

よる立退きの勧告若しくは指示（以下「避難勧告等」という。）がされた場合において、災害から自らの生命及び身体を守るため、速やかに当該避難勧告等に応じた行動をとるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体を守るため必要と認めるときは、直ちに避難等を行うものとする。

3 県民は、避難等を行う場合には、要配慮者が円滑に避難等を行うことができるよう配慮するよう努めるものとする。

（災害時の火災防止の措置）

第16条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（指定避難所における行動）

第17条 指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）に滞在する県民は、相互に協力しつつ、主体的に指定避難所の運営に携わるよう努めるとともに、要配慮者の特性に応じた配慮その他の円滑に共同生活を営むために必要な行動をとるよう努めるものとする。

（災害復旧及び災害からの復興の取組）

第18条 県民は、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、相互に協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

第2節 事業者

（従業者に対する防災知識等の普及等）

第19条 事業者は、その従業者に対する防災知識等の普及を図るため、防災訓練等を実施するよう努めるとともに、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 主として要配慮者が利用する施設（学校等を除く。以下「要配慮者関連施設」という。）の設置者又は管理者は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、要配慮者の特性に特に留意するよう努めるものとする。

（従業者に対する施設内における待機方針の周知等）

第20条 事業者は、災害が発生した場合に従業者、施設の利用者等が一斉に帰宅することによる事故及び混乱を防止するため、あらかじめ、施設内における待機の方針について定め、及びその従業者に対して周知するよう努めるとともに、家族等の安否を確認するための連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。

（事業継続計画の策定等）

第21条 事業者は、異常な自然現象等による事業活動への影響の最小化を図るため、事業継続計画（災害が発生した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業を継続し、又は早期にその復旧を図るために必要な事項を定める計画をいう。）の策定その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（生活必需物資の備蓄等）

第22条 事業者は、災害が発生した場合に事業を継続し、又は早期にその再開ができるよう、及び帰宅困難者（災害が発生した場合において、公共交通機関の運行に支障が生じたこと、道路に障害が生じたこと等により帰宅することが困難となった者をいい、第20条に規定する方針に従って施設内に待機している者を含む。）となった従業者、施設の利用者等が施設内において待機できるよう食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めるとともに、それらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

（建築物の耐震に関する施策への協力等）

第23条 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守るため、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、備品等の転倒及び外壁、看板等の落

下を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（災害時の従業者等の安全確保等）

第24条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守り、並びに従業者、施設の利用者等が一斉に帰宅することによる事故及び混乱を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態の確認、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設の利用者等の安全な場所への避難誘導並びに救出及び救護、施設内における待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する措置は、事業者（法人にあってはその代表者）及びその従業者の生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において講ずるものとする。

（災害時の要配慮者関連施設における安全確保）

第25条 要配慮者関連施設の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命及び身体を守るため、その特性を踏まえ、適時かつ適切な避難誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前条第2項の規定は、要配慮者関連施設の設置者又は管理者が行う前項に規定する措置について準用する。

（災害復旧及び災害からの復興の取組）

第26条 事業者は、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、事業を継続し、又は早期に再開することによって雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に協力するよう努めるものとする。

第3節 学校等

（学校等における防災教育の実施）

第27条 学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒又は学生が、災害が発生した場合にその発達段階に応じた適切な行動をとることができ、並びに地域における防災の取組に積極的に参加し、及び協力できるようにするため、防災訓練その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、前項に規定する防災教育を効果的かつ円滑に実施するため、幼児、児童、生徒又は学生の保護者等との連携を図るよう努めるものとする。

（地域等との連携等の取組の推進）

第28条 学校等の設置者等は、災害から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、市町村、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携した取組を推進するよう努めるものとする。

（学校等の避難所等の指定）

第29条 学校等の設置者等は、その施設について市町村長が法第49条の4第1項又は第49条の7第1項の規定により避難所等（指定緊急避難場所又は指定避難所をいう。以下同じ。）に指定しようとする場合には、当該指定に協力するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、その施設が避難所等に指定された場合において、災害が発生した場合における円滑な避難所等の運営に資するため、あらかじめ、市町村、自主防災組織等その他の関係者と協議を行うよう努めるものとする。

（施設の耐震に関する施策への協力等）

第30条 学校等の設置者等は、地震による施設の倒壊等から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、施設の耐震診断及び耐震改修の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、備品の転倒及び外壁、吊り天井等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（災害時の安全確保）

第31条 学校等の設置者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、その特性を踏まえ、適時かつ適切な避難誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第24条第2項の規定は、学校等の設置者等が行う前項に規定する措置について準用する。

（施設が避難所等として使用される場合の協力）

第32条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、学校等の設置者等は、その学校等の施設が避難所等として使用されるときは、市町村、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携して、市町村による避難所等の運営が円滑に行われるよう協力するよう努めるものとする。

（災害復旧及び災害からの復興の取組）

第33条 災害が発生した場合において、学校等の設置者等は、その学校等の機能の全部又は一部が失われたときは、県、市町村その他の関係者と連携して、早期にその回復を図り、学校等における教育活動等を再開するよう努めるものとする。

第4節 自主防災組織等

（地域住民に対する防災知識等の普及等）

第34条 自主防災組織等は、地域住民に対する防災知識等の普及を図るため、防災訓練等の実施、防災に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第11条第2項の規定は、自主防災組織等について準用する。

（防災資機材の整備等）

第35条 自主防災組織等は、迅速かつ適切な災害応急対策を実施できるよう、市町村と連携しつつ、災害が発生した場合における出火防止及び初期消火並びに地域住民の避難誘導並びに救出及び救護に用いる資機材その他の必要な資機材を整備するよう努めるとともに、それらの定期的な点検を行うよう努めるものとする。

（避難所等の円滑な運営に向けた協力）

第36条 自主防災組織等は、避難所等の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ、市町村、避難所等に指定された施設の設置者又は管理者（当該施設が学校等の施設である場合にあっては、学校等の設置者等。第39条第2項において同じ。）その他の関係者と協議を行うよう努めるものとする。

（災害時の自主防災組織等による災害応急対策）

第37条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民の生命、身体及び財産を守るため、災害に関する情報の収集及び伝達、出火防止及び初期消火、要配慮者を中心とする地域住民の避難誘導並びに救出及び救護、避難所等の運営への協力その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第24条第2項の規定は、自主防災組織等が行う前項に規定する措置について準用する。この場合において、同条第2項中「事業者（法人にあってはその代表者）及びその従業者」とあるのは、「自主防災組織等の構成員」と読み替えるものとする。

第5節 県及び市町村

（住民に対する防災知識等の普及等）

第38条 県及び市町村は、住民に対する防災意識の啓発及び防災知識等の普及を図るため、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災訓練等を実施するとともに、防災に関する情報の提供、防災教育の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（円滑な避難のための体制の整備等）

第39条 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民の避難を円滑に実施するため、あらかじめ、避難経路の設定を行うとともに、当該避難経路に関する情報及び避難所等に関する情報を住民に周知するものとする。

2 市町村は、避難所等及び避難路の耐震化等を推進するとともに、指定避難所の円滑な運営を図るため、食料、飲料水、毛布その他の生活必需物資の備蓄、避難所等に指定された施設の設置者又は管理者、自主防災組織等その他の関係者との事前協議その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、あらかじめ、避難勧告等に関する基準を設定するよう努めるものとする。

4 県は、前3項に規定する市町村の取組について、必要な支援を行うものとする。

（要配慮者の安全確保等に係る体制の整備等）

第40条 市町村は、要配慮者の生命及び身体を保護するため、要配慮者の特性を踏まえた避難誘導及び避難行動要支援者の避難支援に関する体制を整備するとともに、要配慮者の特性を踏まえた災害に関する情報の伝達、指定避難所の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、災害派遣福祉チーム（災害が発生した場合において、県が、市町村の要請等に応じて結成し、及び派遣する介護福祉士、社会福祉士等により構成される組織であって、指定避難所及び要配慮者関連施設に避難している者の福祉に関する需要の把握、指定避難所及び要配慮者関連施設に避難している要配慮者に対する応急的な介護その他の必要な支援を行うものをいう。）を派遣するため、必要な体制を整備するものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項に規定する市町村の取組について準用する。

（消防団に対する支援）

第41条 県は、消防団が、地域における防災の取組の中核的な担い手としてその役割を果たすことができるよう、当該地域の実情に応じた活動しやすい環境の整備その他の必要な支援を行うものとする。

（自主防災組織の結成等に係る支援）

第42条 県は、自主防災組織の結成及びその活動の活性化のための支援並びに自主防災組織等の取組に関する中核的な担い手となる人材の育成を行うものとする。

（ボランティアによる防災の取組への支援）

第43条 県及び市町村は、ボランティアによる防災の取組の円滑な実施を図るため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係団体等と連携して、ボランティアの受入れに係る体制の整備その他のボランティアによる防災の取組に必要な支援を行うものとする。

（災害情報の収集及び伝達に係る体制の整備）

第44条 県は、国、他の地方公共団体、報道機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制を整備するものとする。

2 市町村は、国、県、報道機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び同報系防災行政無線（住民に対して災害に関する情報等を伝達するための電波法（昭和25年法律第131号）第103条の2第15項第2号に規定する無線局であって、電波法施行規則（昭和25年電波監視委員会規則第14号）第2条第1項第20号に規定する同報通信方式によるものをいう。）その他の情報を一斉に伝達する手段による住民への情報伝達に係る体制を整備するよう努めるものとする。

3 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

（医療救護体制の整備）

第45条 県は、市町村、医療を提供する施設（以下この項及び次項において「医療提供施設」という。）、医療関係団体その他の関係者と連携して、災害拠点病院（災害が発生した場合において、傷病者を受け入れ、及び地域の医療提供施設を支援する拠点となる病院として県が指定するものをいう。）の指定、医療救護班（災害が発生した場合において、県の要請に応じて派遣される医師、看護師等により構成される組織であって、主として医療救護所（災害が発生した場合において、市町村が設置する施設であって、傷病者に対し応急的な診療を行うものをいう。次項において同じ。）において医療行為等を行うものをいう。）、災害派遣医療チーム（災害が発生した場合において、県の要請に応じて直ちに派遣される専門的な研修及び訓練を受けた医師、看護師等により構成される組織であって、被災地域において救急医療等を行うものをいう。）及び災害派遣精神医療チーム（災害が発生した場合において、県の要請に応じて派遣される精神保健に関して学識経験を有する医師、看護師等から構成される組織であって、被災地域において被災者又はその支援者に対して専門性の高い精神医療の提供又は精神保健のための活動の支援を継続的に行うものをいう。）の派遣に係る体制、医薬品等の確保及び供給に係る体制その他の災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備するものとする。

2 市町村は、県、医療提供施設、医療関係団体その他の関係者と連携して、災害が発生した場合に医療救護所を設置するための体制その他の災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備するものとする。

3 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

（生活必需物資等の備蓄及び供給体制の整備等）

第46条 県及び市町村は、災害が発生した場合における住民の生命の保護及び最低限度の生活の維持を図るため、食料、飲料水その他の生活必需物資等の備蓄を行うとともに、それらの定期的な点検を実施するものとする。

2 県及び市町村は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧の事業を実施するため、関係事業者との協定の締結及び災害が発生した場合における物資又は資機材の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。

（広域的な連携）

第47条 県は、災害が発生した場合における被災者の救出及び救護その他の災害応急対策に必要な支援が円滑に行われるよう、国及び他の地方公共団体との広域的な連携を推進するものとする。

（庁舎等の安全性の確保等）

第48条 県及び市町村は、その所有する庁舎その他の災害応急対策を実施する上で重要な施設（次項において「庁舎等」という。）について、災害に対する安全性の向上を図るよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、新たに庁舎等の建設を行おうとするときは、当該庁舎等の建設を行おうとする地域において災害が発生するおそれを考慮して行うものとする。

（県土の保全に資する施設の整備等）

第49条 県は、災害から県土を保全し、及び災害が発生した場合における被害の最小化を図るため、国、市町村その他の関係者と連携して、公共土木施設、農地及び農地、林地又は漁場の利用又は保全上必要な公共的施設を整備し、又は改修するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第50条 県及び市町村は、災害が発生した場合における災害応急対策、災害復旧の事業その他の優先度の高い業務を円滑に実施するため、業務継続計画（災害が発生した場合において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、当該業務の執行体制、対応手順及び継続に必要な資源の確保等を図るために必要な事項を定める計画をいう。）の策定及びその定期的な見直しを行うよう努めるものとする。

2 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

（県及び市町村による災害応急対策）

第51条 県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、国、事業者、報道機関、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達のための体制、被災者の避難並びに救出及び救護のための体制、物資等の供給のための体制その他の必要な体制を直ちに整えるとともに、災害応急対策を的確に実施するものとする。

（県及び市町村による災害復旧及び災害からの復興のための事業）

第52条 県及び市町村は、被災後において、より良好な地域社会の実現を目指しつつ、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、住民、事業者、ボランティア、国その他の関係者と連携して、災害復旧及び災害からの復興のための事業を的確に実施するものとする。

第3章 山形県防災月間

第53条 県民の間に広く防災についての関心と理解を深めるとともに、防災の取組を推進するため、山形県防災月間を設ける。

2 山形県防災月間は、9月1日から同月30日までとする。

3 県は、山形県防災月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

10,400
56,800

を

11,300
58,800

に、

71,500

を

75,100

に、

47,000

を

49,200

に、

温泉分析試験	1 件	88,300
温泉小、中分析試験成績書の謄本の交付	1 通	4,400
診断書、成績書の謄本、証明書等の交付	〃	860

を

診断書、成績書の謄本、証明書等の交付	1 通	860
--------------------	-----	-----

に

改める。

附 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に温泉分析試験を依頼した者が当該温泉分析試験に係る温泉小、中分析試験成績書の謄本の交付を依頼した場合における手数料については、なお従前の例による。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年7月県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号**山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項第6号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

山形県手話言語条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号**山形県手話言語条例**

手話は、手指の動きや表情などを使って意思や概念を視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の手段として大切に受け継がれ、発展してきたが、その一方で、手話を獲得し、使用することが制約された時代があった。

このような中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、手話は言語として国際的に認知されることとなった。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語に含まれることが明確化されるとともに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准された。

こうして、手話が言語であることが認められるようになったが、ろう者と手話が共に歩んできた道のりや、手話はろう者が生活を営むために必要不可欠な言語であることなどの手話に対する県民の理解はいまだ深まっているとはいいがたい状況にある。

このため、手話の普及を推進することにより、手話、ろう者及びろう文化に対する県民の理解を深め、並びに手話という文化的所産を守り、及び発展させるとともに、誰もが生活の中で手話を獲得し、又は習得し、手話という言語を使用して豊かなコミュニケーションができる社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定め、手話の普及に関する施策を推進し、もってろう者（聴覚障がい者であって、手話を使い日常生活を営む者をいう。以下同じ。）とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話は、独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であり、ろう者の言語文化活動を支えるものであることを理解しなければならない。

2 手話の普及は、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮のもと、手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者等の協力を得て、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に対する県民の理解を深めるために必要な施策を推進するものとする。

（市町村との連携及び協力）

第4条 県は、基本理念に対する県民の理解の促進、手話の普及その他手話を使用しやすい環境の

整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する県の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

（手話に係る施策の策定及び推進）

第7条 県は、県が定める障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画において、手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備に関して必要な施策について定め、これを効果的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定め、又は変更するに当たっては、ろう者、手話通訳者等その他関係者と協議するものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）

第8条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学び、ろう者に対する理解を深める機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念に対する理解を深め、手話を学ぶ取組を推進するよう努めるものとする。

（手話を用いた情報発信等）

第9条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用を配慮しながら、手話を用いた情報の発信に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携して、必要な施策を推進するよう努めるものとする。

（手話通訳者等の養成、確保等）

第10条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、手話通訳者等及びその指導者の養成、確保及び手話に関する技術の向上を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者等の派遣その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校における手話の普及）

第11条 聴覚障がいのある乳幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、又は習得し、手話で学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、並びに教職員が手話を習得し、及び手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念に対する理解を深め、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びにろう教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前2項に掲げる事項を推進するため、手話に精通した教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員のろう教育の専門性の向上に関する研修等の機会の確保に努めるものとする。

（事業者への支援）

第12条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときに手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

る。

（ろう者等による普及啓発）

第13条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する県民の理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

（手話に関する調査研究）

第14条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話を守り、手話の発展に資するために行う調査研究の推進及びその成果の普及に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第15条 県は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中	3,550円	を	3,700円	に、	1,780円	を	1,850円	に、
	2,290円		2,370円		13,400円		13,700円	
	7,480円		7,750円		5,500円		5,560円	
	5,400円		5,620円		5,750円		5,960円	
	2,990円		3,130円		17,500円		17,600円	
	5,440円		5,440円		12,700円		13,100円	
	112,000円		116,000円					
	9,510円		9,870円					
	14,300円		14,900円					
	25,200円		15,300円					
		9,920円	10,000円					
1,590円	1,640円	36,200円	37,700円					

4,750円	を	4,810円	に、	181,000円	を	189,000円	に改め、同表の備
2,470円		2,550円		93,400円		97,400円	
2,180円		2,240円		5,420円		5,630円	
840円		870円		3,370円		4,920円	
5,490円		5,610円		2,830円		2,970円	
10,200円		10,400円		590円		610円	
				420円		430円	

考第1項中「3,550円」を「3,700円」に、「280円」を「290円」に改め、同備考第2項中「14,300円」を「14,900円」に、「2,120円」を「2,200円」に改め、同備考第3項中「3,370円」を「4,920円」に、「1,000円」を「1,130円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第4項中「うち」を「うち、」に、「係る着陸料は、」を「あつては」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「間は」を「間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から平成30年3月31日までの間は」に、「かかわらず」を「かかわらず、着陸料は」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月26日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定及び附則第4項の改正規定（「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
市町村立 学校	人 5,906	人 354	人 62	人	人	人 364	人	人 20	人 6,706
県立中学 校	12	1				1		1	15
県立特別 支援学校	820	27		83	23	50		66	1,069
県立高等 学校	1,858	55			155	153	12	109	2,342

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

「183人 「184人
559人 を 561人
第1条第1項中 578人 580人 に改める。
596人」 598人」

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月21日印刷 発行所 山形県庁
平成29年3月21日発行 発行人 山形県